ニ　当該特定多国籍企業グループの構成会社等の間で行われる役務の提供（研究開発に係るものを除く。ニにおいて同じ。）に関する重要な取決めの一覧表及び当該取決めの概要（当該役務の提供に係る対価の額の設定の方針の概要、当該役務の提供に係る費用の額の負担の方針の概要及び当該役務の提供が行われる主要な拠点の機能の概要を含む。）

ホ　当該特定多国籍企業グループの構成会社等が付加価値の創出において果たす主たる機能、負担する重要なリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。）、使用する重要な資産その他当該構成会社等が付加価値の創出において果たす主要な役割の概要

ヘ　当該特定多国籍企業グループの構成会社等に係る事業上の重要な合併、分割、事業の譲渡その他の行為の概要

三　特定多国籍企業グループの無形固定資産その他の無形資産（以下第七号までにおいて「無形資産」という。）の研究開発、所有及び使用に関する包括的な戦略の概要並びに当該無形資産の研究開発の用に供する主要な施設の所在地及び当該研究開発を管理する場所の所在地

四　特定多国籍企業グループの構成会社等の間で行われる取引において使用される重要な無形資産の一覧表及び当該無形資産を所有する当該構成会社等の一覧表

五　特定多国籍企業グループの構成会社等の間の無形資産の研究開発に要する費用の額の負担に関する重要な取決めの一覧表、当該無形資産の主要な研究開発に係る役務の提供に関する重要な取決めの一覧表、当該無形資産の使用の許諾に関する重要な取決めの一覧表その他当該構成会社等の間の無形資産に関する重要な取決めの一覧表

六　特定多国籍企業グループの構成会社等の間の研究開発及び無形資産に関連する取引に係る対価の額の設定の方針の概要

七　特定多国籍企業グループの構成会社等の間で行われた重要な無形資産（当該無形資産の持分を含む。以下この号において同じ。）の移転に関係する当該構成会社等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに当該移転に係る無形資産の内容及び対価の額その他当該構成会社等の間で行われた当該移転の概要

八　特定多国籍企業グループの構成会社等の資金の調達方法の概要（当該特定多国籍企業グループの構成会社等以外の者からの資金の調達に関する重要な取決めの概要を含む。）

九　特定多国籍企業グループの構成会社等のうち当該特定多国籍企業グループに係る中心的な金融機能を果たすものの名称及び本店又は主たる事務所の所在地（当該構成会社等が設立に当たつて準拠した法令を制定した国又は地域の名称及び当該構成会社等の事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在する国又は地域の名称を含む。）

十　特定多国籍企業グループの構成会社等の間で行われる資金の貸借に係る対価の額の設定の方針の概要

十一　特定多国籍企業グループの連結財務諸表（連結財務諸表がない場合には、特定多国籍企業グループの財産及び損益の状況を明らかにした書類）に記載された損益及び財産の状況

十二　特定多国籍企業グループの居住地国を異にする構成会社等の間で行われる取引に係る対価の額とすべき額の算定の方法その他当該構成会社等の間の所得の配分に関する事項につき当該特定多国籍企業グループの一の構成会社等の居住地国の権限ある当局のみによる確認がある場合における当該確認の概要

十三　前各号に掲げる事項について参考となるべき事項

2　法第六十六条の四の五第一項の規定による事業概況報告事項（同項に規定する事業概況報告事項をいう。次項において同じ。）の提供は、日本語又は英語により行うものとする。

3　法第六十六条の四の五第二項に規定する財務省令で定める事項は、同項の事業概況報告事項を代表して提供する法人及び同項の規定の適用があるとしたならば当該事業概況報告事項の提供を要しないこととされる法人に関する次に掲げる事項とする。

一　これらの法人のうち内国法人については、当該内国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号並びに代表者の氏名（法人番号を有しない内国法人にあつては、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二　これらの法人のうち外国法人については、当該外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地、恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるものの所在地。以下この号において同じ。）及び法人番号並びに恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名（法人番号を有しない外国法人にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地並びに恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名）

第二十二条の十一第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第四項において同じ。）を」を「第五項において同じ。）を」に改め、同項第五号中「第四項第三号」を「第五項第三号」に、「第四項第二号」を「第五項第二号」に、「第四項に」を「第五項に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　施行令第三十九条の十七第五項に規定する財務省令で定める者は、保険業法第二百十九条第一項に規定する特定法人の規約により保険契約者と保険契約の内容を確定するための協議を行うことが認められている者のうち、施行令第三十九条の十七第五項に規定する特定保険外国子会社等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を行う者とする。

第二十二条の十一の二第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第二十二条の十六の見出し並びに同条第二項第一号イ及び第二号イ中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第二十二条の十七の二第一項中「同項第二号ロ」を「同項第二号中「掲げる書類」とあるのは「掲げる書類及び租税特別措置法第六十七条の五の二第一項（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の条件の変更を受けたことを明らかにする書類」と、同号イ中「令第二十四条の二第一項第一号ロ」とあるのは「租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第一項（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えられた令第二十四条の二第一項第一号ロ」と、同号ロ」に改め、「（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）」を削り、「、当該再生債権がその組合財産となる時において当該再生債権の対価として取得する金銭の額及び金銭以外の資産の価額並びにこれらの金額」と」を「及び当該合計額」と、同条第二号中「掲げる書類」とあるのは「掲げる書類並びに租税特別措置法第六十七条の五の二第一項（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の条件の変更を受けたことを明らかにする書類」と」に改め、同条第二項中「除く」と」の下に「、「又は」とあるのは「若しくは」と」を加える。

第二十二条の十九第二項に次の一号を加える。

四　当該事業年度の繰越利益等超過純資産控除項目額（計算規則第三編第二章の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）において計算規則第三十九条第一項の規定により同項第二号に掲げる評価・換算差額等に区分された金額、同項の規定により同項第三号に掲げる新投資口予約権に区分された金額、同条第二項の規定により同項第二号に掲げる新投資口申込証拠金に区分された金額及び同項の規定により同項第四号に掲げる自己投資口に区分された金額の合計額が零を下回る場合のその下回る部分の金額（第七項において「純資産控除項目額」